

令和2(2020)年度第3回栃木県プラスチック資源循環推進協議会 書面開催における意見・質問

R3. 3. 4 廃棄物対策課

1 栃木県プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針(案)について

- (1) p5表4 市町におけるプラスチック分別回収実施状況について、25市町の実施状況を確認したい(開示いただきたい)。特に、容器包装プラスチックの回収について、実施している市町と実施していない市町の違いについて具体的な理由が知りたい(青木委員)。

表4に記載の県内市町における容器包装プラスチックの分別回収実施状況については、毎年発行している「とちぎの廃棄物(令和2(2020)年4月栃木県環境森林部廃棄物対策課)」に収録しており、詳細は別添のとおりです。

容器包装プラスチック類の回収を実施していない市町の実情としては、分別基準に適合する分別排出は住民への負担が大きいこと、また、焼却施設において可燃別と一緒に発電・熱回収することにより有効利用しているなどの理由が挙げられています。

- (2) p11 処理業者の立場とは対照的に周辺住民の状況が書かれていますので文章を御考慮ください。この指針においては、あくまでもプラスチック資源循環施設であると思いますので、広範囲な処理施設としての記述は如何でしょうか(竹内委員)。

本県におけるプラスチック資源循環につきましては、栃木県プラスチック資源循環推進条例第2条におきまして、「プラスチック製の製品、容器等が廃プラスチック類等となることを抑制し、並びにプラスチック製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用を行い、及び循環的な利用が行われない廃プラスチック類等については適正に処分すること」と定義しており、適正処分を含めて資源循環と捉えております。

そのため、本指針におきましては、資源化及び廃棄物処理の両施設について記載することとしておりますので、御理解願います。

2 令和2・3年度プラスチックごみ対策事業(県)について

- (1) 容器包装プラの回収を全市町に広げるにはどのようにすればよいかについて、まずはそのための調査検討を実施すべきと考える(すでに実施されているのであれば開示いただきたい)(青木委員)。

県では、令和2(2020)年4月を始期とする5年間を計画期間とした「栃木県分別収集促進計画(第9期計画)」を令和元(2019)年8月に策定しております(別添)。

同計画において、「容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及」、「市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進」、「分別収集品目の拡大等」に努めることを規定し、市町が実施する容器包装廃棄物の分別収集を促進することとしています。

- (2) 環境省の中間目標に向けた県としての2030年までのマイルストーンを策定すべきと考える。具体的には、基本指針の4項に示した具体的な取組について、過去の実績、継続実施中、あるいは今後実施といった状況がわかるよう一覧表にしたマイルストーンとしてまとめ直してはいかがか（青木委員）。

具体的な取組について、過去の実績から今後実施予定の施策までの一覧表を作成し、次回の協議会で提示させていただきたいと思います。

- (3) 個人的には、例えば市町を超えた収集処理要領の推進やそれに伴う指定ごみ袋の県内統一・共通化といった施策を検討すべきと考える（青木委員）。

市町等の焼却施設については、「栃木県ごみ処理広域化計画」に基づき10の地域ブロックを設定し、広域的整備を促進してきました。

指定ごみ袋につきましては、指定袋の料金に一般廃棄物処理についての手数料を上乗せしている事例が多く、その手数料は各市町の実情によって決められていることから、現状において県内統一することは難しいと考えております。

- (4) プラごみを資源ごみと考えた場合、一般（家庭）ごみと事業ごみという（法律上の）区分を取り払ってリサイクルできる仕組みを検討することはできないか。事業者が出す廃プラスチックの中には、マテリアルリサイクルできるプラごみが相当量含まれていると予想されるが、現状の仕組みのもとでは燃やすしかないのが実態ではないかと推測する（青木委員）。

一般廃棄物と産業廃棄物につきましては、廃棄物処理法で明確に区分されており、自治体において法の枠組みを超えて統一することは難しいと考えております。

一方、現在、国におきましてプラスチックごみの合理的な処理の方法等について検討されており、「プラスチック資源循環促進法案」の策定が進められています。

県としても、情報収集をしながら適切に対応して参ります。